

令和7年度

学校栄養職員
中堅教諭等資質向上研修

実施要領

沖縄県教育委員会

令和7年度学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修実施要領

1 育成指標：発展ステージ

〔教職を支える力〕 〔人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解〕 〔生徒指導力〕 〔食育推進力〕 〔学校運営力〕

2 目的

個々の能力、適性等に応じて、本県公立学校における食に関する指導、学校給食管理等に関する研修（以下「本研修」という。）を実施し、中核的な役割を果たすことが期待される中堅栄養教諭及び中堅学校栄養職員としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

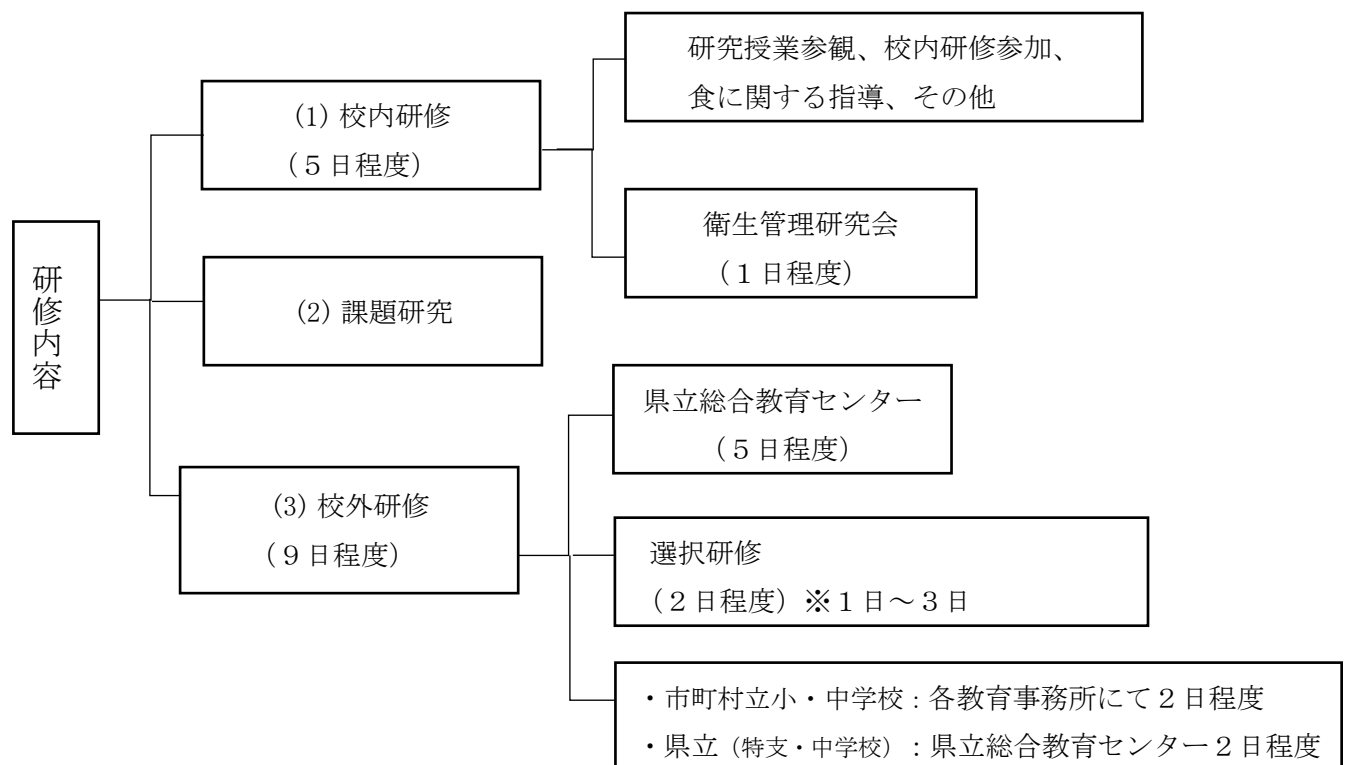
3 受講者

公立学校（小学校・中学校及び特別支援学校）に在職する学校栄養職員のうち以下に該当する者は、本研修の受講者とする。

- (1) 在職年数 10 年目の者
- (2) 在職年数 11 年目以上の者のうち、本研修（旧 10 年経験者研修含む。）の一部又は全部を受講していない者

4 研修概要

- (1) 研修の実施にあたり、事前に個々の学校栄養職員の能力に応じ研修計画書(校内研修)を作成する。
- (2) 課業期間中に、主として学校内及び調理場内において実施する研修(以下「校内研修」という)等を5日程度行う。
- (3) 校外研修9日程度のうち、県立総合教育センター（以下「総合教育センター」、各教育事務所等）における研修を2日程度、総合教育センターで専門研修を5日実施し、選択研修として選択研修を2日程度行う。



5 研修内容

(1) 校内における研修 (5日程度)

- ① 校内研修は主として学校内において研修計画書（様式1）に基づき、5日程度の研修を行う。

- ② 校内計画書作成の際、管理職は学校栄養職員に自己評価や意見・希望等を聴取し、参考とする。
また、学校栄養職員自らの課題や適性、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとする。

また、課題研究のテーマに応じた実践的な研修内容とする。

- ③ 一日の校内研修受講時間に定めない。
④ 学校栄養職員は、校内研修を実施後、学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修（校内・校外）報告書（様式２－②）に研修内容等をまとめ、提出する。

※記載する際は、校内、校外を区別し、日付順にまとめる。

※校内研修にかかる経費（旅費・消耗品等）は、学校の負担とする。

- ⑤ 校内研修実施例

ア	研究授業参観、校内研修参加等	1 日	
イ	食に関する指導の研究授業及び授業研究会	1 日	※代表授業者となる場合があります
ウ	食に関する指導の全体計画①②の作成	1 日	
エ	個別指導の実践（養護教諭等と連携した指導）	1 日	

- ⑥ 衛生管理研究会（１日）

- ⑦ 課題研究

○課題研究は、児童生徒の心身の健康づくり及び食に関する指導・学校給食の充実のための課題解決に関する内容とする。

○課題研究は、「課題研究の書式（スタイル）」を参照し、様式５にまとめる。

○管理職は、課題設定及び報告書のまとめに際して、指導・助言を行う。

○課題研究報告書の提出期限は、「５ 提出書類」を参照する。

- (2) 校外研修（９日程度）※校外研修計画書参照

総合教育センター等における研修を年間９日程度行う（選択研修２日程度、教育事務所（義務：小・中学校）または県立総合教育センター（県立：特別支援学校・中学校）における２日の研修も含む）。なお、校外研修の内容は次のとおりとする

- ① 基礎研修（２日）・・・小・中は教育事務所、県立は総合教育センターにて実施

教育の動向や教員の使命に関する研修をとおして、教師としての資質や能力の向上を図るための共通必修研修。

※教育事務所等（総合教育センター）開催の研修の提出様式及び枚数等については各教育事務所等（県立総合教育センター）の指示に従う。（特段の指示がない場合は様式２－②を使用する）

- ② 専門研修（５日）・・・総合教育センターにて実施

- ③ 選択研修（２日程度）（p 3に実施要項）

研修の学校栄養職員が、個々の能力・適性等に応じた研修内容を選択し、研修することにより得意分野づくりの助けとし、指導力の向上を図る。

研修内容については、社会体験研修（企業や施設）、専門分野に関する研究や研修（総合教育センター夏期短期研修等）、独立行政法人教職員支援機構（NITS）等のオンデマンド研修であり、その中から選択し体験もしくは受講する。

- ④ 校外研修を受講後は、学校栄養職員は研修内容のまとめを様式２－②及び選択研修記録簿様式２－③～⑤に記載し提出する。

※記載する際は、校内か校外か区別し、日付順にまとめる。

選択研修 実施要項(案)

- 1 目的： 個々の能力・適性等に応じ、自ら課題とする内容を選択研修することにより、指導力の向上を図る。
- 2 期間： **令和7年7月24日（木）～ 8月29日（金）**
※ 下記、社会体験研修は、原則として上記期間（団体保険適用範囲期間）内の2日程度（1日～3日）で行うものとする。（勤務時間外・土曜日・日曜日・祝祭日は除く）。
- 3 内容： **A 社会体験研修**
B 専門分野に関する研究・研修(総合教育センター夏期短期研修や大学講義等)
C 独立行政法人教職員支援機構（以下 NITS）オンデマンド研修
- 4 研修場所： 上記「A」の内容を受講する場合、研修対象者は、自ら施設や企業等の研修先を選定する。なお選定の際は、以下の点に留意すること。
 - (1) 研修先での研究・研修が、教育課題の解決や授業実践等、学校栄養職員としての実践的指導力の向上に役立つ内容であること。
 - (2) 研修場所は原則として、勤務校又は自宅から連続で通える場所であること。また、研修期間は県立総合教育センターが一括して保険をかける。
 - (3) 研修先選定は、「研修計画書（校内における研修）」（**6/6（金）** ~~〆切~~）に記載できるよう探すこと。
上記「B」の内容を受講する場合、事前に研修の申し込みを行い、研修受講可否結果を確認しておくこと。また、研修場所は原則として、勤務校又は自宅から通える場所であること。
上記「C」の内容を受講する場合、原則として所属校（勤務先）にて受講すること。
- 5 研修方法：
 - (1) 上記「A」の内容を受講する場合、研修内容は予め研修先と打ち合わせをしておく。
 - (2) 上記「B」と「C」を合わせて2日とすることもできる。その場合は、「B」を1日もしくは半日受講する。「C」を受講する場合は合計4コンテンツを受講する。
 - (3) 研修で学んだことや感想等を選択研修記録簿（様式2－③、④、⑤）のいずれかで作成する。
- 6 留意事項： 上記「A」の内容を受講する場合は、下記の事項に留意すること。
 - (1) 事前に研修員の受け入れ依頼文書（**社体様式1**）を作成し研修先に送付する。
 - (2) 研修者は事前に研修先と連絡を取り、勤務条件や就業規則等を確認し、遵守する。
 - (3) 原則として、研修期間中は名札を着用する。

令和7年度 学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修校外研修計画【予定】

	回	期 日	対 象	場 所	育成指標	主 な 内 容
教育事務所	1	4月～5月	市町村立 小学校・中学校	各教育事務所等	■教職を支える力 (倫理観・使命感・責任感)	・各教育事務所が行う中堅教諭等資質向上研修開講式に参加 ・事務所長講話、本県教育課題等
	2	5月～10月				各教育事務所が行う中堅教諭等資質向上研修に参加
総合教育センター	1	5/7(水)	県立 特支・中学校	総合教育センター	■教職を支える力 (倫理観・使命感・責任感)	県立学校中堅教諭等資質向上研修開講式に参加 ※県立(中学校・特支)は、午前から受講予定
	2	5/7(水)	全員	総合教育センター	■食育推進力(食に関する指導:連携・調整)	・研修の目的及び概要について ・課題研究について (※栄養教諭中堅と合同) ※市町村立小・中学校は、午後から受講予定
	3 4	7/24(木) ～8/29(金) ※2日程度 (1～3日)	全員	所属校等	■教職を支える力(豊かな人間性・学び続ける力)	選択研修 ・社会体験研修(企業、施設) ・専門分野に関する研究・研修 ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)等のオンデマンド研修
	5 6	7/28(月) 7/29(火)	全員	総合教育センター	■教職を支える力(倫理観・使命感・責任感) ■食育推進力(食に関する指導:教育指導) ■食育推進力(給食管理)	・学習指導要領と教育課程 ・食に関する学習指導案の作成と実践 ・衛生管理の課題と改善 ・カウンセリングの理論と実践 等 【栄養教諭初任・5年・中堅と合同】 ※7/28:学校栄養職員中堅のみ午後からの受講予定
	7	8/1(金)～ 8/29(金)	県立 特支・中学校	所属校等	■教職を支える力(倫理観・使命感・責任感)(豊かな人間性・学び続ける力)	Web研修(オンデマンド) ・所長講話・本県の教育的課題等
	8	8/20(水)	全員	総合教育センター	■食育推進力(給食管理)(食に関する指導:個別指導) ■人権尊重を礎とする多様な児童生徒の理解	・給食の年間計画と指導計画 ・発達障がい特性と理解 等 (学校栄養職員初任研と合同)
	9	10/24(金)	全員	研究授業実践校	■学校運営力(連携・協働) ■食育推進力(食に関する指導:教育指導)	・研究授業及び授業研究会 (学校栄養職員初任研と合同) ※対象者の中から授業者を決定予定

※勤務校（市町村立と県立）や管轄教育事務所により、研修日が異なることがあります。

※対象者によっては、校内研修「食に関する指導の研究授業及び授業研究会」を「第9回：研究授業及び授業研究会」に充てる場合があります（管理職に依頼して調整）。

6 提出書類

校長は、次ぎに掲げる文書等を教育委員会及び教育センター等に提出するものとする。

様式	文書	校種／提出部数	提出先	提出期限	備考
様式1 -①②	・校内研修計画書① ・選択研修計画書②	市町村立小・中学校計3部提出 県立(特支・中学校)1部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は、内1部を各教育事務所へ提出 ・教育センター(所長宛)1部	教育委員会及び教育センターへ <u>6月6日(金)必着</u>	※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 <u>6月13日(金)必着</u>
様式2-①	研修報告書の内容確認所	報告書を提出する前の確認用として使用(押印)し、教育センターへの報告物と一緒に提出する(教育委員会等へは提出なし)。			
様式2-② 様式2-③ 様式2-④ 様式2-⑤	校内・校外研修報告書	全校種1部提出	教育センター(所長宛)1部	校外研修 <u>12月12日(金)必着</u> 校内研修 <u>令和8年2月6日(金)必着</u>	
様式3	授業研究報告書	全校種1部提出	教育センター(所長宛)1部	<u>令和8年2月6日(金)必着</u>	
様式4	衛生管理実施報告書				
様式5	課題研究報告書	全校種1部提出 Word データ提出	教育センター(所長宛)1部 専用 Teams に提出する	令和8年 <u>1月6日(火) 必着</u>	3～4枚にまとめる。
その他	ア:校内研修における指導案(教科、学級活動等) ※ワークシートがある場合は提出する。	全校種1部提出	教育センター(所長宛)1部	<u>令和8年2月6日(金)必着</u>	※イの内容については、薬剤師等で検査を実施できない場合は、各自で点検・作成する。 ※学校長(単独調理場)または調理場長へ施設の課題等について、情報を共有した上で、押印していただく。
	イ:定期及び日常の衛生検査第1～5・7・8票 ※文部科学省学校給食衛生管理基準				
	ウ:食に関する指導の全体計画①、②	全校種1部提出	専用 Teams に提出する	<u>令和8年2月末日</u>	※令和8年度用完成板

7 研修の欠席届・延期・中断届について

- (1) 学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修を欠席する時は(様式6)、延期・中断する時は(様式7)、に必要事項を記入して校長は、以下へ提出すること。
- (2) 研修当日に欠席事由が生じた時は、速やかに関係機関に電話連絡をし後日欠席届を提出すること。

様式6	欠席届	市町村立小・中学校計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は、内1部を各教育事務所へ提出 ・教育センター(所長宛)1部	欠席の際は、所属長より、研修実施機関(教育事務所や県立総合教育センター等)へ連絡を入れ、後日、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立(特支・中学校)計1部提出	総合教育センター1部	
様式7	延期・中断届	市町村立小・中学校計3部提出	・市町村教育委員会へ2部 ※各教育委員会は、内1部を各教育事務所へ提出 ・教育センター(所長宛)1部	研修を延期・中断する場合には、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立(特支・中学校)計1部提出	総合教育センター1部	